鳥取県公報

令和８年 11 月 27 日（金）
第９８４３号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ 告　示　県統計調査の実施（718）（統計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
鳥取県景観計画の変更（719）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
県営土地改良事業の工事の完了（720）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・2
指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（721）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・3
物品売払代金の徴収事務の委託（722）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・3
土地改良区の役員の退任（２件）（723・724）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・3

告　　示

鳥取県告示第718号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第７号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月27日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　調査の名称

外国人住民統計調査

２　調査の目的

県内在住外国人の基礎数値を把握し、各種在住外国人施策等に活用する。

３　調査対象の範囲

鳥取県全域

４　報告を求める事項及びその基準となる期日

（１）　報告を求める事項

ア　国籍別・男女別・年齢別の住民登録者数

イ　国籍別・在留資格別の住民登録者数

（２）　その基準となる期日

令和８年12月31日

５　報告を求める者

県内市町村

６　報告を求めるために用いる方法

各市町村に電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。

７　報告を求める期間

令和８年11月27日から令和９年１月29日まで

８　調査票情報の保存期間

５年間

９　結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第719号

景観法（平成16年法律第110号）第８条第１項の規定に基づき定めた鳥取県景観計画を次のとおり変更し、令和８年11月24日から施行したので、同法第９条第８項において準用する同条第６項の規定により告示する。

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所環境建築局建築住宅課及び西部総合事務所環境建築局建築住宅課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和８年11月27日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県告示第720号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定により告示する。

令和８年11月27日

鳥取県東部農林事務所長　丸　　田　　謙　　一

土地改良事業の名称	工事完了年月日

県営農村地域防災減災事業　神谷奥堤地区　ため池等整備	令和８年11月５日

鳥取県告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月27日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目２－８	あかり広場	米子市皆生温泉二丁目２－８	就労継続支援Ａ型	令和８年12月31日

鳥取県告示第722号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月27日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社米子木材市場	米子市泉706－216	令和７年４月１日	令和８年10月29日	令和８年10月29日から令和９年３月31日まで

鳥取県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和８年11月27日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理　事　足　立　　智　　境港市上道町220

令和８年４月18日退任

鳥取県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和８年11月27日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理　事　澤　田　忠　志　　西伯郡大山町田中1025－24

令和８年７月２日退任